

AVANCO SOCCER CLUB 規約

第1条 名称

本クラブの名称『アバンソサッカークラブ』とし、一般社団法人AVANCOが主催・運営を行う。

第2条 目的

地域におけるスポーツの発展により、未来ある子どもたちの夢を育み青少年の健全育成と地域の活性化を図る事を目的とします。

第3条 所在

『アバンソサッカークラブ』の事務所を下記に置く。
〒451-0051 愛知県名古屋市西区則武新町4-3-17加島ビル5階
TEL 052-485-5547

第4条 構成

幼稚園児・保育園児から成人で未成年者は保護者の同意を得た者とする。

第5条 入会資格

本クラブの主旨に賛同し、規約を遵守すると承諾した方で、健康状態が本クラブの受講に支障がなく、本クラブが入会に適すると認めた者を会員とする。

第6条 入会手続

本クラブに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し事務局に申込を行う。また、入会は随時受け付けるものとする。

第7条 会費等

会員は別に定められた入会金、年会費、運営協力費を納入しなければならない。一旦納入した入会金、年会費、運営協力費は理由の如何に問わず返金しない。

第8条 運営協力費納入方法

原則、運営協力費は毎月16日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）当月分の会費を指定口座から振り替える。残高不足等で引落とし出来なかった場合は、会員から本クラブ指定口座へ振り込むものとする。その際の手数料は会員が負担するものとする。

第9条 会費の滞納

会員が運営協力費の納入を3ヶ月怠った場合は、その会員に対する指導を停止、または退会させることができる。ただし、事前に本クラブの了承を得ている場合は、その限りではない。

第10条 退会

退会を希望する者は退会届に必要な事項を記入し、退会を希望する月の前月20日までに事務局に届けなければならない。退会届の提出がない場合は活動中とみなし、練習の参加の有無に関わらず運営協力費を全額請求する。

第11条 休会

休会を希望する者は、休会届に必要な事項を記入し、休会を希望する月の前月20日までに事務局に届けなければならない。休会届の提出がない場合は活動中とみなし、練習の参加の有無に関わらず運営協力費を全額請求する。休会届の提出された次月から運営協力費の振替を停止する。休会届の理由は、ケガや入院、身体的理由のみとし、自己都合での休会は認めない。

第12条 除名等

下記のいずれかに該当する行為があった場合は、会員を除名する事ができる。また、除名を決定する一切の権限は事務局にあり、それに対しての意義は申し立てできず、また受け付けない。

1. 本クラブの名誉を傷つける事や他の会員に著しく迷惑となる様な行為があったとき。
2. 本クラブの規約に違反したとき。
3. 会費、その他の支払を3ヶ月以上滞納し、本クラブからの督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき。
4. 本クラブの活動に支障をきたす者として判断した場合。

第13条 トレーニングの中止

雨天やグラウンド不良によるトレーニングが中止の場合は、施設の管理者等の判断によりトレーニング開始1時間前をめどに決定し、スクール指定の連絡網にて連絡する。その他天災地変、会場都合等で中止になる場合がある。

第14条 振替トレーニング

雨天やグラウンド不良によるトレーニングの中止及び事務局に欠席連絡があった場合のトレーニングは、そのトレーニング日の振替を別のトレーニング日に振替受講することができる。（欠席連絡がない場合の振替トレーニングは行わない）ただし、トレーニングの振替受講は毎年3月末日を期限とし、翌年度に持ち越すことができない。また、振替トレーニングの期限切れ、途中退会等において振替トレーニングができなかったことによる運営協力費の返金は一切行わない。

第15条 入会コースの変更

曜日の変更及び週1・週2コースの変更は変更先の定員が満員でない場合は随時受け付ける。ただし、月途中での変更はできない。入会コースの変更を希望する者は、変更届に必要な事項を記入し、変更を希望する月の前月20日までに事務局に届けなければならない。

ない。変更届の提出がない場合は活動中とみなし、練習の参加の有無に関わらず運営協力費を全額請求する。

第16条 保険

クラブ生は全員「スポーツ安全保険」に加入する。加入手続きは本クラブが行い、加入料は年会費に含まれる。クラブ活動中及び練習や試合会場などの往復途中の事故に対する補償は加入する保険の約款の範囲内（スポーツ安全保険HPにてご確認ください）で対処する。申請希望の場合は事故発生後1ヶ月以内に会員からクラブへ申請すること。

第17条 健康管理

本クラブに参加する会員の健康状態に関しては、保護者が責任を持って管理するものとする。

第18条 免責事項

会員は、本クラブにおける盗難、傷害、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第19条 通知義務

会員は、住所、電話番号等の必要事項の変更が生じた場合には、速やかに本クラブに報告しなければならない。

第20条 規約の改正

本クラブは必要に応じ、随時規約を改正することができると共に、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第21条 個人情報管理

1. 本クラブは、会員の本人確認、入会後の会員に対する本クラブのイベント等の案内及び通知、本クラブ利用料金の請求等に利用する目的で入会申込の際に以下の情報（以下これらを称して「個人情報」という）を収集いたします。

- ①会員氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、メールアドレス
- ②本クラブの利用に関して会員が使用する銀行等口座番号
- ③運転免許証、パスポート、健康保険証等会員の身分を証明する書類の記載事項
- ④その他の各種スクール等の受講及び参加に伴う必要記載事項

2. 本クラブは前項の利用目的の範囲内の業務を第三者に委託する場合、本クラブは第三者が委託業務を実施する為に必要な範囲で個人情報を業務委託先に提供し、使用させることができるものとする。

3. 本クラブは、会員からの申し出がない限り、第1項①の個人情報に限り、本クラ

ブの協賛パートナーの商品又はサービスの広告宣伝又は案内に使用させることができるものとします。

4. 本クラブは、会員からの申し出に関わらず会員による本クラブの利用に関わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には金融機関又は取引先等に個人情報を開示することがあります。

5. 本クラブは、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できない様に加工したもの（以下「統計資料」という）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。

第22条 写真・映像の使用

本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像をアバンソの普及活動として、ホームページやプロモーションなどに使用することがあります。

第23条 連絡方法

本クラブの連絡方法は電話以外にらくらく連絡網というメールでの連絡も使用する。その際に会員の登録が必須でありこれに賛同出来ない場合は入会をお断りする場合があります。

第24条 クラブ生のモラル

クラブ生は次の事項を厳守しなければならない。

1. フェアプレー精神をモットーとし、クラブ生全員がサッカーに親しみ楽しめる様努めること。
2. 本クラブの目的に沿うよう努めること。
3. アバンソ規約及び本クラブの定める諸規則を遵守すること。
4. 練習及び試合に際して、本クラブが指定したスポーツウェア等がある場合にはそれを着用し、常に品位を保つよう努めること。

第25条 施行

本規約は、平成27年12月1日から施行する。